

訪問型サービス(従前相当)

サービス種類	サービス項目コード	サービス名称	単位数(旧)	単位数(新)	算定単位	内容	
A2	1111	訪問型サービスⅠ	1,168	1,172	1月につき	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業所と同一建物の利用者又これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一	1,051	1,055	1月につき	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	
A2	2111	訪問型サービスⅠ・日割	38	39	1日につき	1,172単位(39単位)	事業所と同一建物の利用者又これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一	34	35	1日につき		
A2	1211	訪問型サービスⅡ	2,335	2,342	1月につき	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業所と同一建物の利用者又これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一	2,102	2,108	1月につき	要支援1・要支援2(週2回程度)	
A2	2211	訪問型サービスⅡ・日割	77	77	1日につき	2,342単位(77単位)	事業所と同一建物の利用者又これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一	69	69	1日につき		
A2	1321	訪問型サービスⅢ	3,704	3,715	1月につき	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業所と同一建物の利用者又これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一	3,334	3,344	1月につき	要支援2(週2回を超える程度)	
A2	2321	訪問型サービスⅢ・日割	122	122	1日につき	3,715単位(122単位)	事業所と同一建物の利用者又これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A2	2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一	110	110	1日につき		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算			1月につき	特別地域加算	所定単位の 15%加算
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算・日割			1日につき		所定単位の 15%加算
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算			1月につき	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位の 10%加算
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算・日割			1日につき		所定単位の 10%加算
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算			1月につき	中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算	所定単位の 5%加算
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算・日割			1日につき		所定単位の 5%加算
A2	4001	訪問型サービス初回加算	200	200	1月につき	チ 初回加算	200単位加算
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	100	100	1月につき	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	200	200	1月につき		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ			1月につき	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位の137/1000 加算
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			1月につき		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位の100/1000 加算
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			1月につき		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位の55/1000 加算
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			1月につき		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			1月につき		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ			1月につき	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位の63/1000 加算
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			1月につき		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位の42/1000 加算

※HPへのアップロードは9月下旬を予定しております。